社会福祉法人小城市社会福祉協議会定款

第1章　総則

（目　的）

第1条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、小城市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（1）　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2）　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3）　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4）　（1）から（3）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（5）　共同募金事業への協力

（6）　福祉資金貸付事業

（7）　日本赤十字社事業への協力

（8）　ボランティアセンター事業の経営

（9）　元気アップ複合プログラム事業

（10）　高齢者ふれあいサロン事業

（11）　支えあいセンター事業

（12）　愛の一声運動推進事業

（13）　認知症サロン事業

（14）　身体障害者移送サービス事業

（15）　子育て相互支援事業

（16）　地域子育て支援拠点事業

（17）　小城保健福祉センターの管理・経営

（18）　芦刈保健福祉センターの管理・経営

（19）　障害者総合相談支援事業

（20）　障害者計画相談事業（特定・障害児）

（21）　障害者虐待防止対策事業

（22）　生活困窮者自立相談支援事業

（23）　福祉サービス利用援助事業

（24） 生活支援体制整備事業
（25） 居宅介護支援事業の経営
（26） 地域支援事業（包括的支援事業）
（27） 権利擁護相談支援事業（成年後見サポートセンター）
（28） その他この法人の目的達成のため必要な事業

（名　称）
第２条　この法人は、社会福祉法人小城市社会福祉協議会という。

（経営の原則）
第3条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
２　この法人は、住民や福祉関係者とともに地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組むとともに、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第4条　この法人の主たる事務所を、佐賀県小城市小城町畑田750番地に置く。
２　前項のほか、従たる事務所を、佐賀県小城市三日月町長神田2312番地6、佐賀県小城市牛津町勝1324番地1、佐賀県小城市芦刈町三王崎1522番地に置く。

第2章　評議員

（評議員の定数）
第5条　この法人に評議員20名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第6条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条　評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、費用の弁償をすることができる。

第3章　評議員会

（構成）

第9条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）　理事及び監事の選任又は解任
（2）　理事及び監事の報酬等の額
（3）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（4）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書））の承認
（5）　定款の変更
（6）　残余財産の処分
（7）　基本財産の処分
（8）　社会福祉充実計画の承認
（9）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は定時評議員会として、毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。この場合、評議員会の日の1週間前までに評議員に対して、書面でそれを通知する。

2　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（決議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章　役員

（役員の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（1）理事　10名

（2）監事　2名

2　理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
3　前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

（役員の選任）
第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　会長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
3　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第19条　理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

（役員の解任）
第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（事務局及び職員）

第 22 条　この法人の事務を処理するための事務局を置く。

2　この法人に事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

第5章　会員

（会　員）

第23条　この法人に会員を置く。

2　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3　会員に関する規程は、別に定める。

第6章　理事会

（構成）

第24条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第25条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が別に定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長及び副会長の選定及び解職

（招集）

第26条　理事会は、会長が招集する。この場合、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、書面でそれを通知する。

2　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

3　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（決議）

第27条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしめしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第28条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、当該理事会に会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第7章　資産及び会計

（資産の区分）

第29条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

2　基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

（1）　定期預金　　400万円

3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第30条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、小城市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小城市長の承認は必要としない。

（1）　独立行政法人福祉医療機構に対し、基本財産を担保に供する場合。

（2）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

（資産の管理）

第31条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価

証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）資金収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び資金収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第34条　この法人の会計年度は、毎年4月１日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第35条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会におい

て定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第36条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章　公益を目的とする事業

（種別）

第37条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

（1）　居宅介護支援事業

（2）　地域包括支援センターの経営

2　　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章　解散

（解散）

第38条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章　定款の変更

（定款の変更）

第40条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、小城市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を小城市長に届け出なければならない。

第11章　公告の方法その他

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は、社会福祉法人小城市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

1　この定款は平成17年3月1日から施行する。

2　本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅延なくこの定款に基づき役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款第8条の規定にかかわらず、平成17年3月14日までとする。

なお、この法人の成立後、遅延なくこの定款に基づき評議員の選任を行うものとする。

◇ 会　　長（理事）牧　口　新　太
◇ 副 会 長（理事）江 里 口 秀 次
　　同　（理事）中　島　正　之
◇ 理　　事　　城　島　文　雄
　　於　保　芳　彦
　　高 田 田 鶴 子
　　友　田　良　夫
　　今　泉　慶　正
　　徳　田　芳　照
　　井　上　俊　夫
　　橋　　間　　喬
　　古　川　恭　子
　　岡　　千　　代
　　平 松 美 保 子
◇ 監事　　大　島　義　人
　　田　尻　紀　雄

附　則

この定款は平成18年1月1日から施行する。

附　則

この定款は平成18年5月2日から施行する。

附　則

この定款は平成18年10月16日から施行する。

附　則

この定款は平成19年3月26日から施行する。

附　則

この定款は平成22年4月16日から施行する。

附　則

この定款は平成22年6月14日から施行する。

附　則

この定款は平成24年6月12日から施行する。

附　則

この定款は平成25年7月10日から施行する。

附　則

この定款は平成28年1月29日から施行する。

附　則

平成29年1月30日（「小城市長」認可）

この定款変更の施行日は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

令和6年9月12日（「小城市長」認可）

この定款変更の施行日は、令和6年10月1日から施行する。

附　則

令和7年8月25日（「小城市長」認可）

この定款変更の施行日は、令和7年9月1日から施行する。